

添付法令資料 3 :

フロントオフィス許認可を通じたインドネシア中央銀行の統合許認可に係る
施行規則に関する2024年9月30日付インドネシア中央銀行理事会規則

No. 12 (目次)

同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 範囲
 - 第 1 節 許認可の種類 (第 2 条)
 - 第 2 節 申請者 (第 3 条ないし第 5 条)
- 第 3 章 義務及び責任 (第 6 条)
- 第 4 章 許可及び認可の形での許認可申請の提出及び処理の手續
 - 第 1 節 許可及び認可の形での許認可申請の提出 (第 7 条ないし第 9 条)
 - 第 2 節 許可及び認可の形での許認可申請の処理 (第 10 条ないし第 13 条)
 - 第 3 節 許可及び認可の形での許認可の承認又は却下の通知 (第 14 条)
- 第 5 章 サービスの形での許認可申請の提出及び処理の手續 (第 15 条及び第 16 条)
- 第 6 章 インドネシア中央銀行許認可アプリケーション
 - 第 1 節 アクセス権 (第 18 条ないし第 20 条)
 - 第 2 節 インドネシア中央銀行許認可アプリケーションの運営時間 (第 21 条)
- 第 7 章 インドネシア中央銀行サービス・アプリケーション (第 22 条)
- 第 8 章 初期協議 (第 23 条及び第 24 条)
- 第 9 章 情報の提供及び援助サービスの提供
 - 第 1 節 情報の提供 (第 25 条)
 - 第 2 節 援助サービスの提供 (第 26 条)
- 第 10 章 異常事態及び／又は不可抗力の処理 (第 27 条)
- 第 11 章 連絡 (第 28 条)
- 第 12 章 雑則 (第 29 条)
- 第 13 章 終則 (第 30 条及び第 31 条)